

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

子どもの健やかな成長を地域や社会全体で支える環境を築くためには、行政だけでなく、市民や地域、子育て支援に携わる事業者や施設、団体等、子育て支援に関わる様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携・協働していくことが大切です。そのため、国や山形県、近隣市町村との連携強化を図るとともに、地域や子育て支援に携わる事業者、関係機関等との連携・協働体制の充実を図ります。

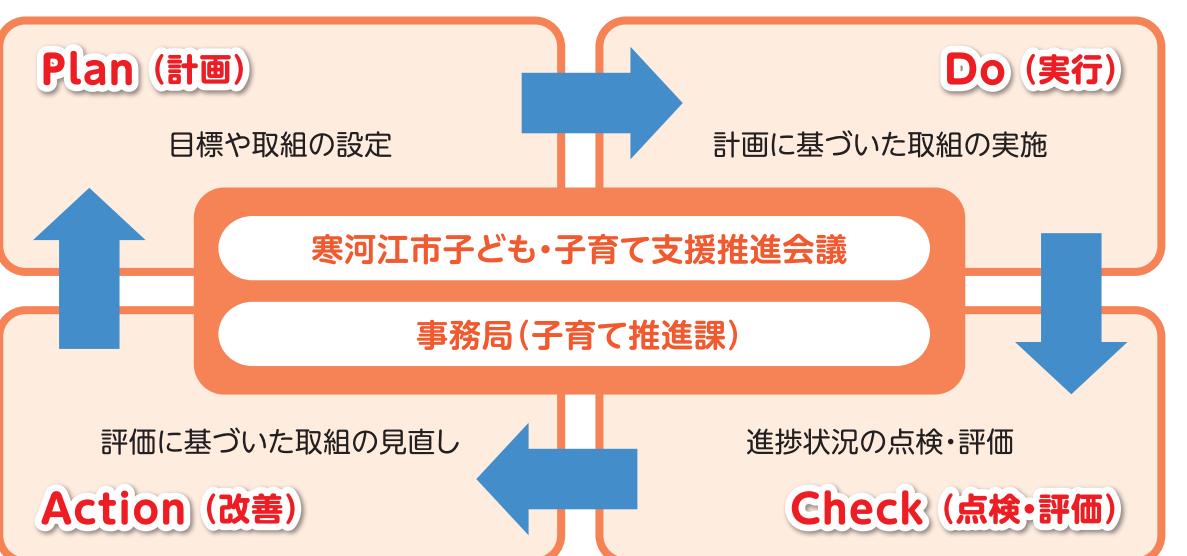
また、本計画の取組を適切かつ効果的に実施していくためには、庁内において適切な情報共有や課題の検討等が行える体制づくりが重要となるため、子育て支援に限らず、様々な分野を巻き込み、関係各課との横断的な連携体制の構築に努めます。

本計画をより実効性の高いものとし、「さがえっこ・すぐすくすくプラン」の具現化を目指していくためには、「子育てをみんなで支える」という意識を醸成し、共通認識としていくことが重要です。そのため市民や地域を始め、子育て支援に関わる様々な主体に向けて、子育て支援に対する考え方や本計画の目指す方向性等について、市広報紙やホームページ等を活用して積極的に周知を図ります。

2. 計画の位置付けと計画期間

PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況の管理を行います。

「寒河江市子ども・子育て支援推進会議」において、定期的に計画の点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて改善・調整等を行います。



第2期寒河江市子ども・子育て支援事業計画／寒河江市母子保健計画
さがえっこ・すぐすくすくプラン【概要版】

発行：寒河江市 〒991-8601 山形県寒河江市中央1丁目9-45
TEL 0237-86-2111(代表)

第2期寒河江市子ども・子育て支援事業計画／寒河江市母子保健計画

さがえっこ・すぐすくすくプラン



寒河江市

基本理念

安心して子どもを産み育てられ、
子どもがすぐすくすくと育つまち寒河江

「さがえっこ・すぐすくすく宣言」や第1期計画の取組を継承し、本計画では「安心して子どもを産み育てられ、子どもがすぐすくすくと育つまち寒河江」を基本理念として、保護者や家庭が子育てについて愛情をもって主体的な責任を果たし、子育ての権利を享受することができるよう、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる等、子育てを地域全体で支えるまちづくりを通じて、保護者が安心して子どもを産み育てられ、すべての子どもが健やかにすぐすくすくと育つ環境づくりを推進します。

そして、親としての自覚と責任感を高められるよう支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるとともに、より良い親子関係を形成することができるような支援や仕事と育児の両立支援、地域で子どもや子育てを見守り支えあうこと等を通じて「さがえっこ・すぐすくすく宣言」の具現化を目指して、引き続き取り組んでいきます。

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行等、家族や地域、就労・雇用等、子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。その後、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年から「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始されました。

本市においては、平成27年に「寒河江市子ども・子育て支援事業計画／寒河江市母子保健計画 さがえっこ・すくすくプラン」(以下「第1期計画」という。)を策定し、「安心して子どもを産み育てられ、子どもがすくすくと育つまち寒河江」を基本理念として、子育てを地域全体で支えるまちづくりを通じて、保護者が安心して子どもを産み育てられ、すべての子どもが健やかに、すくすくと育つ環境づくりを推進し、「さがえっこすくすく宣言」の具現化を目指してきました。

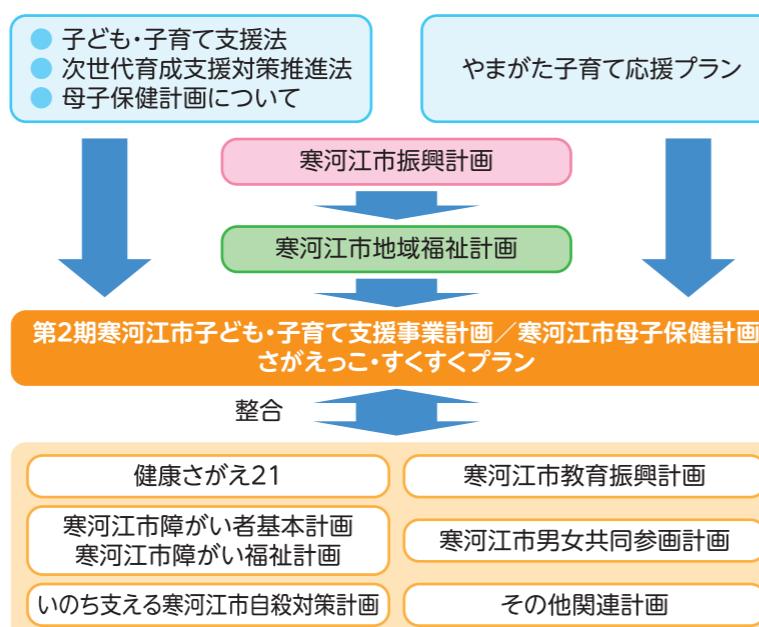
今回、第1期計画の計画期間が終了したことから、新たに「第2期寒河江市子ども・子育て支援事業計画／寒河江市母子保健計画 さがえっこ・すくすくプラン」(以下「本計画」という。)を策定することとなりました。本計画は、第1期計画に引き続き、子育て支援の充実を図ることで「さがえっこすくすく宣言」の具現化を目指し、本市の子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について示す計画として策定するものです。

2. 計画の位置付けと計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」です。

また、厚生労働省通知「母子保健計画について」に基づく「母子保健計画」としての性格も持ち合わせた計画です。

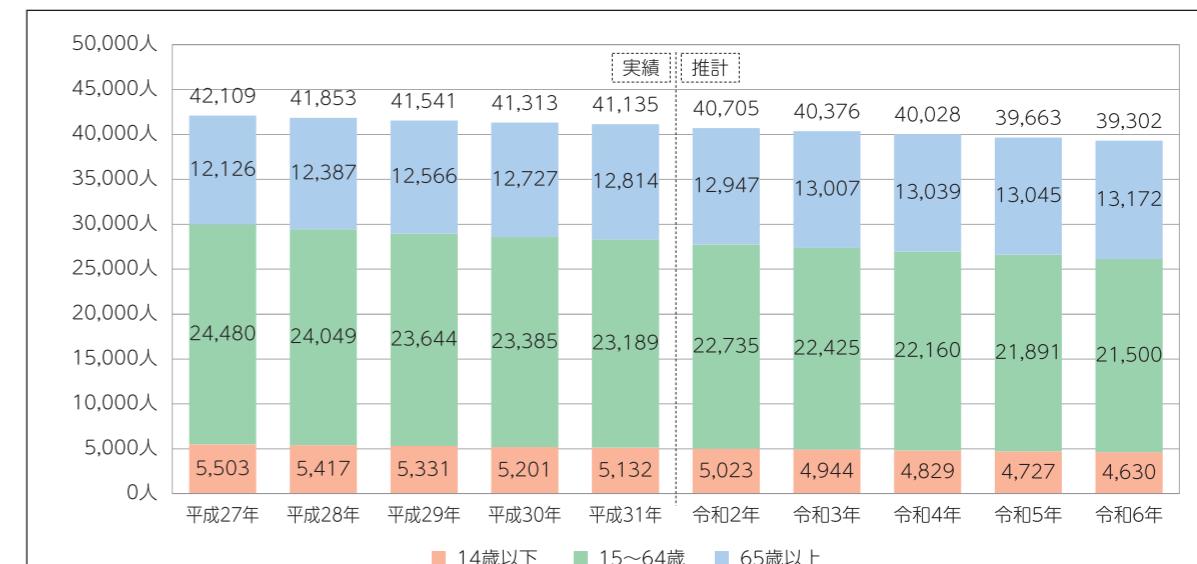
本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年間とし、必要に応じて中間年(令和4年度)を目安として計画の見直しを行うものとします。



平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1期 計画			第2期寒河江市子ども・子育て支援事業計画／ 寒河江市母子保健計画 さがえっこ・すくすくプラン (見直し)			次期 計画

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口の推移



※平成31年までは住民基本台帳(各年4月1日)、令和2年以降はコホート変化率法による推計値

人口の推移をみると、総人口は徐々に減少しており、平成31年は41,135人となっています。令和2年以後も減少を続けることが予想されており、令和6年には39,302人になると見込まれています。

年齢3区分別でみると、「14歳以下」と「15～64歳」は減少傾向となっているのに対して、「65歳以上」は増加傾向となっています。令和2年以降もこの少子高齢化が続くことが予想されています。

2. 子どもの年齢別人口の推移



※平成31年までは住民基本台帳(各年4月1日)、令和2年以降はコホート変化率法による推計値

子どもの年齢別人口の推移をみると、平成28年をピークとして減少に転じており、平成31年は1,859人となっています。令和2年以降も減少傾向が続き、令和6年には1,638人になると見込まれています。

第3章 計画の体系

基本目標		施策の方向	具体的な施策	施策の内容
基本目標 1 子どもが健やかに育つまちづくり	安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援を行うとともに、子育てに関する学習機会の充実を図ります。また、すべての子どもの心身ともに健やかな成長・発達のための支援の充実に努めます。	1. 妊娠期からの切れ目のない支援 2. 子どもの健やかな成長・発達への支援 3. 子育てに関する学習機会の充実	(1) 思春期を対象とする事業 (2) 妊産婦を支援する事業 (1) 乳幼児を支援する事業 (2) 発達支援を要する子どもに関する連携体制の充実 (3) 歯科保健事業 (4) 予防接種事業 (1) 育児教室等の充実	高校生を対象に「赤ちゃんふれあい体験事業」を実施。乳児やその親とのふれあいの中から、命の尊さを実感し父性や母性を養う機会をつくっていく 妊婦健康診査、産後ケア事業、健康相談、健康教室の実施 乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、健康相談、健康教室の実施 乳幼児健康診査の充実及び幼児教育施設等訪問による早期発見、関係機関との連携強化 妊婦及び乳幼児のむし歯予防知識の啓発と歯科検診の実施 接種率の向上 教室開催の周知徹底に努め、参加者の増加を図っていく
基本目標 2 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり	子育てをする保護者が柔軟な働き方を選択でき、安心して就労できるよう、教育・保育の充実や地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。	1. 幼児期の学校教育・保育提供区域の設定 2. 教育・保育給付の充実 3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	(1) 教育施設(幼稚園、認定こども園) (2) 保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育事業) (1) 放課後児童対策推進事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) ファミリー・サポート・センター事業 (4) 病児・病後児保育事業 (5) 子育て短期支援事業 (6) 一時預かり事業 (7) 延長保育事業 (8) 教育・保育の充実 (9) 幼児教育・保育の無償化	放課後児童クラブの安定した運営と体制強化を図っていく 総合子どもセンターの講座やイベントの周知徹底を図っていく より利用しやすい体制づくりや、援助会員の資質向上を図っていく 制度の周知徹底に努め、利用者の拡大を図っていく 一時に家庭において児童を養育できない場合、児童を預かるショートステイ・トワイライト事業の実施 幼児施設を利用していない児童が利用できる一時預かり事業、幼稚園の在園児を対象とした預かり保育事業の実施 ニーズに沿った施設整備を図っていく 3歳児から5歳児の保育料無償化事業の実施
基本目標 3 子育てを地域全体で支えるまちづくり	子どもと子育て家庭をめぐる問題は多様化しているため、そのニーズに合わせた適切な支援や負担の軽減を図り、子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支える環境の整備に努めます。	1. 子育てに関する相談体制の充実 2. 児童虐待の防止 3. ひとり親家庭支援の充実 4. 障がいのある子どもへの支援の充実 5. 子育て世帯への支援充実 6. ワーク・ライフ・バランスの確保 7. 遊び場、交流の場の整備 8. 子どもの安全確保	(1) 相談窓口の充実及び関係機関との連携強化 (2) 利用者支援の充実 (1) 要保護児童対策地域協議会 (2) 子ども家庭総合支援拠点 (1) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 (1) 障がい児支援事業等 (2) 医療的ケアが必要な児童の支援 (1) 経済的な支援の充実 (1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (1) 寒河江市屋内型児童遊戯施設整備事業 (2) 身近な公園の整備 (1) 交通安全の推進 (2) 防犯対策の充実	相談者の希望や内容によって、柔軟に対応していく 教育・保育施設や多様な子育て支援事業の利用について情報提供を行っていく ひとり親家庭の子育てや生活支援、就業支援及び経済的な自立支援等を総合的に実施 障がいのある子どもについて、関係機関と連携を密にし支援を行っていく 医療的ケアが必要な児童が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を行っていく 少子化対策事業として、第2子保育料の無料化を推進していく 男女共同参画の推進及び啓発活動の実施 屋内型児童遊戯施設の整備に取り組む 子どもたちが、身近で安心して遊ぶことができる公園整備の費用を助成 未就学児や児童・生徒への交通安全教育を一層推進する 子どもたちを取り巻く犯罪抑制のため、関係機関の連携を緊密にしていく

第4章 子育て支援に関する事業の展開

1. 幼児期の学校教育・保育提供区域の設定

本市では、人口規模や交通事情及び各種サービスの利用状況等を踏まえ、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

2. 教育施設(幼稚園・認定こども園)

教育施設	令和2年度	令和6年度
1号認定	需要の見込み	262人
1号認定(預かり保育希望)		95人
合 計		357人
幼稚園・認定こども園	提供体制	450人
		435人

私立幼稚園が2か所あり、各法人の教育理念に基づき、就学前の児童を対象とした特色ある学校教育が行われており、本市において重要な役割を担っています。各施設と連携しながら、教育の質の向上を図っています。

2園が新制度の対象施設(施設型給付)として確認を受ける意向があるため、これを支援しています。また、認定こども園への移行希望があるときは、これを支援していきます。

今後も既存の施設で対応可能な需要の見込となっています。

3. 保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育事業)

教育施設	令和2年度	令和6年度
2号認定(3~5歳)	需要の見込み	572人
3号認定(0歳)		117人
3号認定(1~2歳)		392人
合 計	提供体制	1,081人
保育所・認定こども園		1,003人
地域型保育		39人
認可外保育施設		45人
合 計		1,087人
		1,072人

保育施設は、市立保育所7か所と私立保育所4か所の合計11か所、認定こども園が1か所あります。市立保育所の3か所は「指定管理者制度」を導入しており、今後民間立への移行を支援していきます。

地域型保育事業等の認可申請があった場合は、寒河江市子ども・子育て支援推進会議に諮って検討していきます。

現在、待機児童はなく需要の見込に対して提供体制は対応可能ですが、3号認定の利用率が増えており、保育需要に沿った施設整備を計画していきます。

※満3歳以上的小学校就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当しない場合は1号認定、該当する場合は2号認定。満3歳未満の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合は3号認定。

4. 地域子ども・子育て支援事業

現在も取り組んでいる地域子ども・子育て支援事業について、内容の充実を図りながら継続して実施してまいります。

		令和2年度	令和6年度
需要の見込み	提供体制	需要の見込み	提供体制
妊婦健康診査	5,400人	5,400人	5,400人
乳児家庭全戸訪問事業	270人	270人	245人
養育支援訪問事業	30人	30人	30人
放課後児童健全育成事業	579人	594人	560人
地域子育て支援拠点事業	4,000人	4,000人	4,000人
ファミリー・サポート・センター事業	700人	700人	700人
病児・病後児 保育事業	360人	720人	360人
病後児保育事業	180人	1,440人	180人
子育て短期支援事業	30人	30人	30人
一時預かり 事業	幼稚園の預かり保育	17,700人	17,700人
	保育所の一時保育	50人	50人
	延長保育事業	747人	747人
		675人	675人

5. 子育てを地域全体で支えるまちづくり

● 子育てに関する相談体制の充実

個々のケースに応じた適切な対応ができるよう相談員等の資質向上に努め、適切な支援・助言を行う等、相談支援体制の充実を図ります。また安心して気軽に相談できる体制づくりに努めます。

● 児童虐待の防止

子ども家庭総合支援拠点の整備を行い、複雑多様化する児童問題の未然防止や発生時の迅速かつ適切な対応に努めます。

● 子育て世帯への支援充実

現在実施している子育て支援医療費支給事業、幼児教育・保育無償化事業、第3子以降保育料無料化事業、小中学校給食費半額助成事業等の事業を継続して行うとともに、新たに少子化対策事業として、副食費免除や第2子の保育料無料化について検討してまいります。

